

令和2年(2020年)7月2日

市民安全課長 熊澤

電話 0467-23-3000 (代表)

内線 2953

特殊詐欺被害防止電話機等に係る購入費の補助について

市内に住む高齢者の方々が、振り込め詐欺など特殊詐欺の被害に遭わないよう、特殊詐欺被害防止機能を有する電話機等を購入する費用を助成します。

1 制度内容

(1) 補助対象者

以下の条件をすべて満たす個人

- ア 鎌倉市に住民登録がある 70 歳以上の方で、住所地において、対象機器を設置し、生活の用途として利用される方
- イ 前年度の市税を完納していること

(2) 対象機器

特殊詐欺被害防止機能を有する機器

電話機の呼び出し音が鳴る前に、架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する迷惑電話防止機能を有する電話機または機器です。内蔵されている固定電話機、または固定電話機に取り付ける機器、いずれも補助の対象になります。

【迷惑電話防止機能の解説】

https://www.police.pref.kanagawa.jp/mov/c2001_01.mp4



(3) 補助金額

対象機器購入費の3分の2相当額とし、6,000円を上限に交付します。
1世帯に1台のみとします。

(4) 補助対象者数

令和2年度は200人を対象とします。

(5) 受付開始

令和2年(2020年)7月1日(水)

(6) 申請方法

購入前に申請手続きが必要です。

【問い合わせ・申請窓口】

鎌倉市役所第三分庁舎 市民安全課 安全安心担当

電話 0467-23-3000 内線 2954

詳細は下記をご参照ください。

【URL】

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/anantokushusagitaisaku.html>

2 その他

神奈川県特殊詐欺被害防止対策事業対象事業